

PRTR制度に基づく第一種指定化学物質等の排出量
及び移動量の届出について(通知)

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上記のことについて、第1種指定化学物質を取り扱う事業者等(以下「届出対象事業者」という。)は、事業所毎に前年度の届出対象物質の排出量及び移動量を取りまとめ、都道府県知事を経由して、主務大臣への届出を行うことが義務づけられています。また、令和4年3月の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設が設置されている事業所については、水銀及びその化合物の排出量の報告が追加されています。

つきましては、届出対象事業者に該当する場合は、令和6年7月1日(月)(電子システムの場合は7月31日(水))までに当課あて届出を行うよう、貴団体会員あて御周知ください。

また、「PRTR届出の手引」については下記の(独)製品評価技術基盤機構のホームページから閲覧することができます。

なお、令和5年度に届出をした事業者については、別途通知していますので申し添えます。

記

(独)製品評価技術基盤機構ホームページ「PRTR届出の手引き」
(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtrtebiki.html>)

(担当)

大気保全班 守永

TEL : 097-506-3114

FAX : 097-506-1747

E-mail : a13350@pref.oita.lg.jp